

令和6年5月

お客様各位

福井信用金庫

当座勘定規定改定のお知らせ

平素は格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫は、払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱開始にともない、下記のとおり当座勘定規定を改定します。

なお、改定後の規定は本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

改定後の規定をご要望の際は、改定日以降当金庫ホームページに掲載いたしますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する預金規定 当座勘定規定
2. 規定改定日 令和6年6月3日（月）
3. 改定内容

改定前	改定後
第7条（手形、小切手の支払） (1)～(2)（略） (3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	第7条（手形、小切手の支払） (1)～(2)（略） (3)当座勘定の払戻しの場合には、 <u>小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。</u> (4) <u>前項の払い戻しに払戻請求書を使用する場合には、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等が無い場合には、取引を行うことはできません。</u>
第16条（印鑑照合等） (1)手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名艦）と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸	第16条（印鑑照合等） (1)手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名艦）と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、

<p>届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>
---	---

以上

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。